

# 4 新町の主要施策

【将来像】

【基本理念】

【主要施策】

潤い、文楽、そよ風でつづる新しいまち  
 くみんで興そう！  
 新しい風

**自ら考え行動する  
自立の風**

住民自治・住民参画  
社会のまちづくり

コミュニティ活動の支援や地域の個性を活かした地域づくりの推進  
 地域住民の声を反映できる体制づくり  
 男女共同参画社会づくりの推進  
 行政機能の充実と行政改革の推進

**むらの自慢を運ぶ  
風**

自然と産業が一体となったまちづくり

農林業の基礎的条件整備の推進  
 気候風土を活かした環境保全型農業と安心・安全の産品づくりの推進  
 付加価値のある地場産業の振興  
 商店街の振興と経営力の向上  
 広域的な交流の促進  
 観光資源を活かしたまちづくりの推進

**自然と環境にやさしい風**

自然と共生する美しいまちづくり

環境保全と循環型社会の推進  
 浄化槽の整備・推進  
 自然エネルギーの活用と推進  
 交通ネットワークの整備など安全で快適な生活環境の整備  
 情報通信体系の整備

**生涯現役百彩（百歳）の風**

人にやさしい生きがいのあるまちづくり

健康増進のための施策の推進  
 医療体制の充実  
 ユニバーサルデザインの推進  
 ボランティア活動の推進  
 交通弱者に配慮した公共交通機関の運用  
 みんなにやさしいまちづくりの推進  
 人権教育と人権啓発の推進

**過去と未来をつなぐ風**

人と文化と伝統をはぐむまちづくり

文化の香り高いまちづくりの推進  
 生涯学習の視点に立った社会教育の振興  
 地域と密着した学校教育の推進と施設の充実  
 人材育成と地域教育力向上のための施策の推進

過疎からの脱却・地域の再生

# 1 自ら考え行動する自立の風 (住民自治・住民参画社会のまちづくり)

地方分権化社会への転換が進む中、町村は地域の特性を活かした個性的なまちづくりを推進するとともに、自ら考え責任をもって行動することを基本とする行政運営が求められています。

新町においては、地域間の相互交流と理解を深め、住民が主体となったまちづくり活動の支援を行っていきます。特に、現在の駐在区・区長制度を発展させ、新たに自治振興区（仮称）制度を設け、補完性の原則に基づく自立した地域づくり活動の推進を図ります。



## コミュニティ活動の支援や地域の個性を活かした地域づくりの推進

自治振興区制度の整備 自主的活動の支援

多様な人々による交流の場の提供

## 地域住民の声を反映できる体制づくり

地域審議会 の設置 住民参加を支援する行政組織体制の確立

開かれた行政づくり

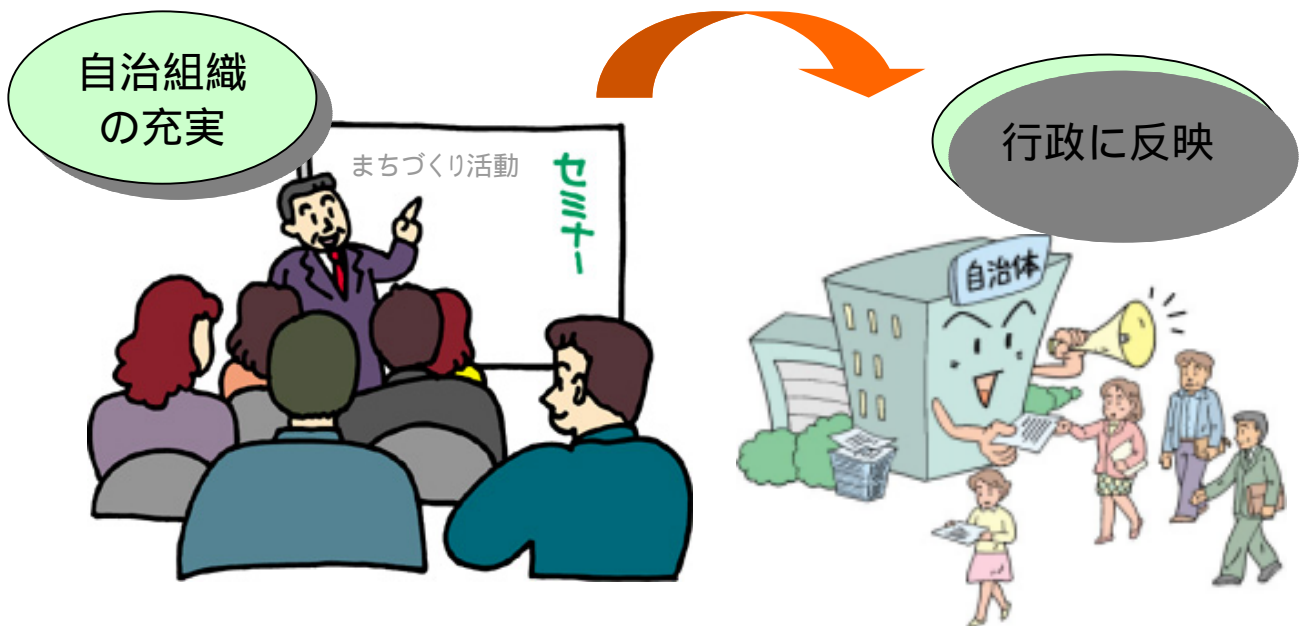
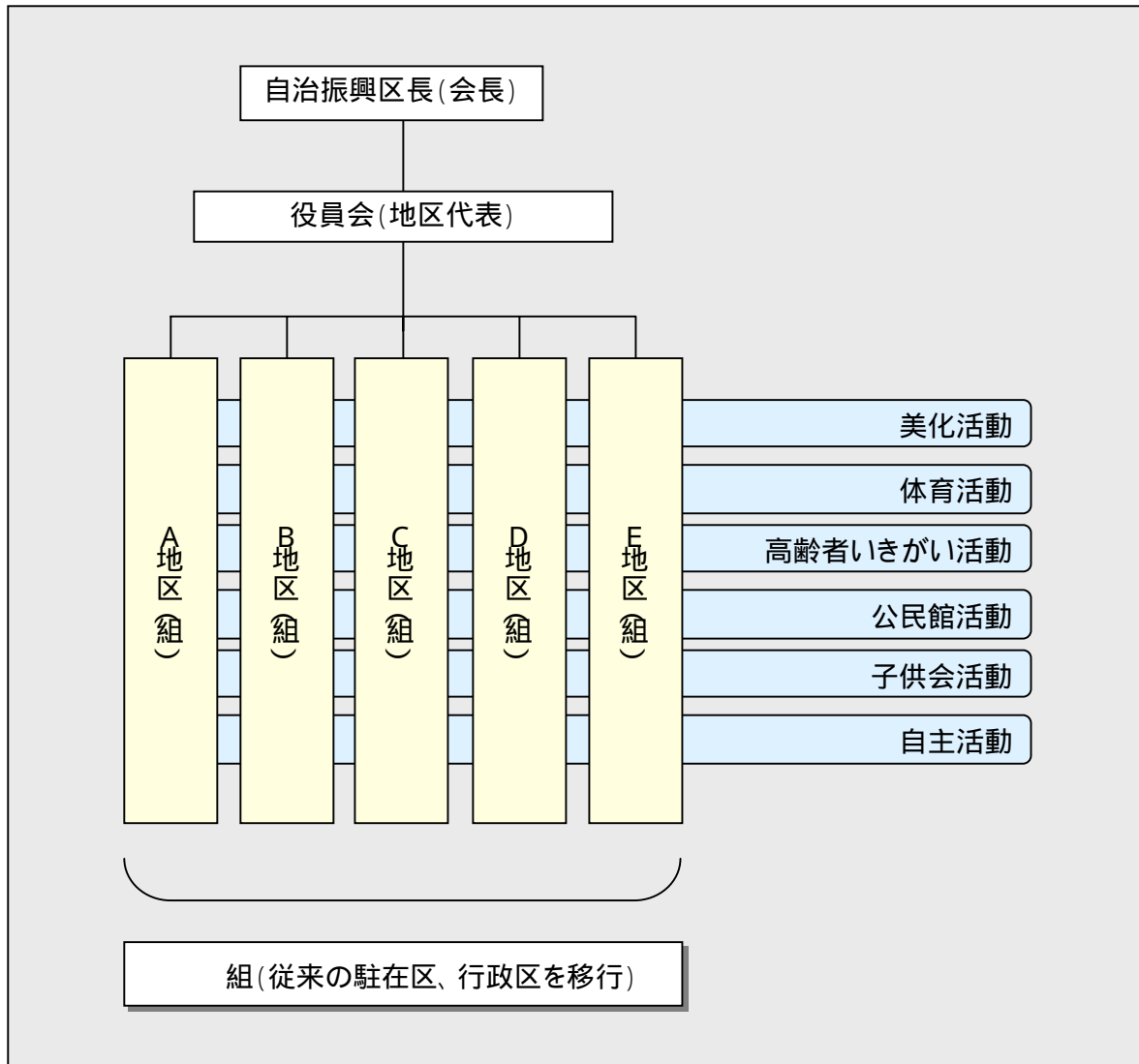
女性グループのリーダー育成 各種委員会等への女性の積極的登用

本庁・総合支所の整備・充実 効率的な行政運営の推進

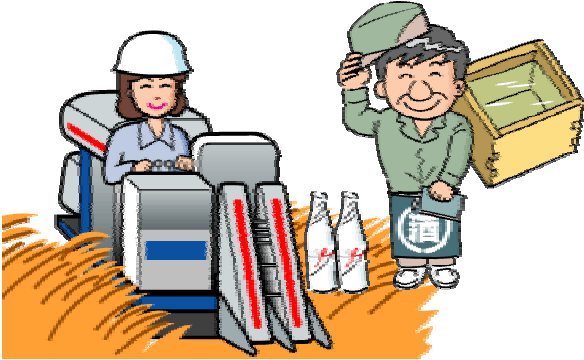
### 地域審議会

平成 11 年 7 月の合併特例法の改正により、旧市町村の区域ごとに、新町長の諮問により審議または意見を述べる審議会（地域審議会）の設置が可能となりました。これは、合併前には一体的に施策が実施されてきたものの、合併によって行政区域が拡大することにより、住民の意見が合併町村の施策に反映されにくくなるのではないかと懸念に対応しようとするものです。

# 自治振興区組織のイメージ図



## 2 むらの自慢を運ぶ風 (自然と産業が一体となったまちづくり)



新町は、豊かな自然や歴史的な遺産、伝統的な文化やブランドとして広く知られる農産物など多様かつ特徴的な資源に恵まれており、これらの地域資源を有効活用し、新たな枠組みで連携・融合を図っていく必要があります。

新町においては、地場産業である農林業の所得向上や商工業などの就業の場の創出を行い、若者の定住が可能となるようなまちづくりを進めます。

### 農林業の基礎的条件整備の推進

農業基盤整備    担い手の確保    女性農業者、高齢者農業の支援  
 畜産業の振興    林業基盤整備    森林の公益的機能の保全  
 林業担い手の育成・確保    特用林産物の産地化    森林空間の利用促進

環境保全型農業の推進    地産地消と安心・安全の産品づくり

### 付加価値のある地場産業の振興

特産品の開発とブランド化    企業誘致と後継者の確保、育成  
 観光と他産業との連携

### 商店街の振興と経営力の向上

商店街の賑わいの再生    経営能力の向上

### 広域的な交流の促進

広域連携・交流の促進    国際交流の促進

### 観光資源を活かしたまちづくりの推進

観光資源の活用    観光施設の整備と広域観光・交流の推進

### 3 自然と環境にやさしい風 (自然と共生する美しいまちづくり)

多様化する環境問題に対応し、森林や草原、清冽な水、これらを含み込む清澄な空気など、大切な地域資源である豊かな自然環境を次世代に引き継ぎ、自然を敬い、自然とともに生きる循環型社会を構築し、快適かつ安心・安全なまちづくりを進めます。



#### 環境保全と循環型社会の推進

水環境の整備      大気環境の保全      良好な森林空間づくり  
廃棄物対策の推進

浄化槽の整備

水力、風力、太陽光発電等の開発、検討

#### 交通ネットワークの整備など安全で快適な生活環境の整備

九州横断自動車道延岡線の早期整備      幹線交通ネットワークの整備  
町道の整備      公共交通の充実      上水道、簡易水道の整備・推進  
地域・生活関連施設の整備や景観形成への取り組み  
住まいづくりの推進      消防・防災体制の充実      防犯対策の推進  
交通安全の推進

#### 情報通信体系の整備

地域情報化の推進      情報通信基盤の整備  
統合型データベース・システムの構築

## 4 生涯現役百彩（百歳）の風 （人にやさしい生きがいのあるまちづくり）



健康づくり推進体制の充実など、健康づくり施策の展開を図りながら、救急医療体制の充実など、行政だけではなく地域に住むすべての人々が福祉や子育てを身近な問題として認識し、各種の福祉活動に自主的・主体的に参加・協力していく地域福祉の推進を図ります。

また、女性・高齢者・障害者・外国人等の人権問題についての啓発活動等を推進します。

### 健康増進のための施策の推進

健康づくりの推進      スポーツ施設の拡充

### 医療体制の充実

医療体制の充実・強化      医療施設の連携

公共施設の整備、充実      啓発活動の推進

ボランティアグループの育成・支援

公共交通機関の充実

高齢者福祉の充実      地域福祉の充実      障害者福祉の充実

少子化・子育て支援対策の充実      青少年健全育成

保健・医療・福祉を支えるマンパワーの育成

### 人権教育と人権啓発の推進

人権教育の推進      人権啓発の推進

#### ユニバーサルデザイン

ユニバーサルとは英語で「普遍的な、すべての」という意味。したがってユニバーサルデザインとは、製品・建物・環境をあらゆる人が利用できるようにはじめから考えてデザインするという概念。障害・年齢・性別・国籍等、人が持つそれぞれの違いを超えて、すべての人が暮らしやすくすることを前提としたこの概念は、アメリカの建築家であり工業デザイナーであった故ロン・メイス氏によって提唱されました。

## 5 過去と未来をつなぐ風 (人と文化と伝統をはぐくむまちづくり)

歴史や伝統文化に親しめる環境づくりを進め、保存伝承を図るとともに、各種の文化行事の展開、公立文化施設の整備など文化を核とした人づくり、地域づくりを推進し、芸術・文化活動に対する支援や担い手育成を進めていきます。



### 文化の香り高いまちづくりの推進

文化活動の推進      歴史文化の保存伝承      文化施設の整備

### 生涯学習の視点に立った社会教育の振興

生涯学習推進体制の整備      生涯学習基盤の整備

### 地域と密着した学校教育の推進と施設の充実

学校教育の充実      教育環境の整備

### 人材育成と地域教育力向上のための施策の推進

人材育成      地域教育力の向上



# 5 土地利用構想

## 土地利用ゾーニング

新町を4つのゾーンに分けて、各ゾーンが持つ特色を發揮しながら、機能的な役割分担と連携を図り、新町の一体的な発展につなげていきます。

### 自然環境・集落環境調和ゾーン

- ・森林資源や美しい景観をなす河川環境を保全します。
- ・林業の振興を進め、保健、休養、レクリエーションの場として活用します。
- ・集落は定住化を促進し、自然環境と集落環境の調和を図ります。

### 農業振興・農村集落調和ゾーン

農業基盤整備や農道整備を進め、加工品や特産品づくりなど高付加価値化を図った農業の振興を図ります。

### 市街地ゾーン

商業や公共施設の集積地であり、地域内外の交流を促進する道路等の基盤整備や商業振興を図ります。

### 自然環境保全ゾーン

九州中央山地国定公園の区域であり、樹林地・生態系や優れた景観などの維持保全を図りつつ、自然環境学習や都市住民との交流を進めます。

■地域将来構想図



## 6 新町のくらし

合併協議会で確認した合併協定項目の主な内容をお知らせします。合併に関する協議は、3町村の事務事業すべてにわたりますので、その範囲は非常に多岐にわたり膨大な量になります。合併協定項目は、特に重要な事務事業などを43項目に集約したものです。ここでは住民の皆さんの生活に深く関わる事項を紹介します。

### 合併の方式

合併の方式は、新設合併（対等合併）とします。

### 合併の時期

平成17年2月11日（金）とします。

### 新町の名称

新町の名称は、「山都町」（やまとちょう）とします。

### 財産・債務の取扱い

財産及び債務については、現行のまま新町に引き継ぎます。

### 町・字の区域及び名称の取扱い

大字・字の名称及び区域は現行のとおりとします。また、名称の表示は「大字」の字句を削除して表示することとします。

例：「上益城郡矢部町大字浜町 番地」 「上益城郡山都町浜町 番地」

### 新町の事務所の位置

新町の事務所の位置は、矢部町浜町6番地（現矢部町庁舎）を含む周辺とします。ただし、敷地は国道218号に接するものとします。

### 事務機構及び組織

合併後10年間は、本庁・総合支所方式を採用します。発足時に、総務（管理）部門を中心に統合します。ただし、国の方針や社会情勢の変化により、弾力的な運用ができるものとします。

### 議会議員の定数と任期

- 1 新町の議会議員の定数は、22人とします。
- 2 公職選挙法第15条第6項に規定する選挙区は設けません。
- 3 3町村の議会議員は、合併特例法の在任特例を適用し、平成17年10月31日まで新町の議会議員として在任します。

### 使用料・手数料の取扱い

窓口手数料などの手数料については、住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担の公平を図る必要があることから、住民負担に配慮し、合併時に統一します。また、体育館などの施設使用料については、施設的内容及び建設年度等が異なり、使用料が地域に定着していることを考慮し、現行のまま新町に引き継ぐこととします。ただし、同一又は類似した施設の使用料は、可能な限り統一します。

### 地方税の取扱い

- 1 賦課率は入湯税を除き3町村とも同率であるので、現行のまま新町に引き継ぎます。
- 2 入湯税については、矢部町の例により行います。
- 3 個人町民税・固定資産税の納期については、10期とします。なお、軽自動車税は、4月納期とします。
- 4 納税（貯蓄）組合及び報償金については、廃止します。

### 国民健康保険事業の取扱い

国民健康保険税の課税方式については現行のとおりとします。税率については、合併特例法による不均一課税を適用し、平成19年までに調整を行い統一します。なお、賦課限度額、保険税の軽減については、現行のとおりとします。納期については、地方税の納期と併せて10期とします。

### 介護保険事業の取扱い

介護保険料については、事業計画が平成17年度末までとなっているため、現行のまま旧町村単位の保険料とし、平成18年度事業計画見直し時に統一します。納期については、10期とします。なお、保険料の軽減については、平成18年度の事業計画見直し時に統一します。

上記以外の項目や詳細な内容については現在調整中であり、合併前にその内容を取りまとめお知らせします。



---

---

**矢部・清和・蘇陽合併協議会**

〒861-3516 熊本県上益城郡矢部町千滝 232 番地

矢部町保健福祉センター千寿苑内

TEL : 0967-72-1066 FAX : 0967-73-1988

HP : <http://www.yss-gappei.jp>